

別表第2（第4条関係）

目 次

- 第1 建築物に関する整備基準
- 第2 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準
- 第3 道路に関する整備基準
- 第4 公園等に関する整備基準
- 第5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

第1 建築物に関する整備基準

公共的部分	整備基準
1 出入口	<p>直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者の利用に供する各室（4の項（1）に規定する公共的施設以外の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。2の項において同じ。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>(1)表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2)段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3)直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から不特定かつ多数の者の利用に供する室の1の項に定める構造の各出入口（共同住宅等の場合にあつては、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口がある階に設けられる各住戸（寄宿舎又は下宿にあつては、部屋）の出入口）に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 廊下等の末端の付近の構造は車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（エレベーターにあつては特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）第1第7号に規定するものでかこの床面積が0.84平方メートル以上のもの（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かこの床面積が十分確保されているもの））に限り、エスカレーターにあつては通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにしたエスカレーターのこう配に応じた階段の定格測度を定める件（平成12年建設省告示第1417号）第1ただし書に規定するものに限る。以下同じ。）を設けること。</p>

エ 1の項に定める構造の出入口並びに4の項(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

オ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(4)直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に建築物全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所に至る廊下等には、視覚障害者を誘導するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること(車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅等の場合を除く。)。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

(5)廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。

イ こう配は、12分の1(傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。

ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。

エ 傾斜路の高さが16センチメートルを超えるもの又は傾斜路の高さが16センチメートル以下でこう配が12分の1を超えるものには、手すりを設けること。

オ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

カ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

ク 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。以下「注意喚起用床材」という。)を敷設すること(傾斜路のこう配が20分の1を超えないもの若しくは傾斜路の高さが16センチメートル以下でこう配が12分の1を超えないもの又は車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅等の場合を除く。)

3 階段(その踊場を含む。以下同じ。)

不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造とすること。

ア 手すりを設けること。

イ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。

ウ 表面は、滑りにくい仕上げとすること。

エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。

オ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること(車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅等の場合を除く。)

<p>4 昇降機</p>	<p>(1)不特定かつ多数の者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設（教育訓練施設のうち学校及び共同住宅等を除く。）で用途面積が2,000平方メートル以上のものには、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者、高齢者等が享受又は購入することができる措置を講じる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。</p> <p>イ かごの奥行きは、内法を135センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。</p> <p>エ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>オ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>カ かご内の側板には、手すりを設けること。</p> <p>キ かご内には、車いす使用者がかご内の状況を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>ク かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>コ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（ケに規定する制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150センチメートル以上とすること。</p> <p>シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>ス 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
<p>5 便所</p>	<p>(1)不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとすること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>（ア）車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「多機能便房」という。）が設けられていること。</p> <p>（イ）多機能便房の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>（ウ）多機能便房の出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>（エ）床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>（オ）出入口の付近に、多機能便房を設置している旨を見やすい方法で表示すること。</p>

	<p>ウ イに定める基準に適合する便所には、次に定める基準に適合する洗面器を1以上設けること。</p> <p>(ア) 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(イ) 周囲に手すりを設けること(側面に壁等があり安定した姿勢を確保することができる場合又は寄り掛かることができる構造である場合を除く。)</p> <p>(ウ) 水栓器具は、操作が容易なものとする。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者の利用に供する便所に男子用小便器を設ける場合においては、床置式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。</p>
<p>6 駐車場(機械式駐車場を除く。)</p>	<p>(1) 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路(3)に定める構造の駐車場内の通路又は7の項(1)から(4)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、7の項(1)から(4)までに定める構造とすること。</p>
<p>7 敷地内の通路</p>	<p>(1) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 段を設ける場合においては、当該段は、3の項のアからエまでに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 排水溝を設ける場合においては、つえ、車いす及びベビーカーのキャスターが落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。)(地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合においては、当該建築物の車寄せ)又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>ウ 1の項に定める構造の出入口及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>エ 5メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>オ 戸を設ける場合においては、2の項の(3)のオに定める構造とすること。</p> <p>(5) 公共的施設(車庫施設、教育訓練施設及び共同住宅等を除く。)の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p>

	<p>ア 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（傾斜路のこう配が20分の1を超えないもの又は傾斜路の高さが16センチメートル以下でこう配が12分の1を超えないものを除く。）。</p> <p>(6)敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、2の項(5)のアからウまで、オ及びカ並びに次に定める構造とすること。</p> <p>ア こう配が12分の1を超える傾斜路又はこう配が20分の1を超え12分の1以下で高さが16センチメートルを超える傾斜路には、手すりを設けること。</p> <p>イ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>
8 観覧席及び客席	<p>(1)固定式の観覧席又は客席を設ける場合においては、車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を1以上設けること。</p> <p>(2)車いす使用者用席は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は内法を85センチメートル以上とし、かつ、奥行きは110センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 床は水平とし、かつ、表面は滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用席の後方には、車いす使用者が容易に出入りができ、かつ、転回ができる部分を設けること。</p> <p>(3)車いす使用者用席のある室の1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用席に至る室内の通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合においては、2の項(5)のアからカまでに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p>
9 客室	<p>(1)宿泊施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものには、次に定める構造の客室を1以上設けること。</p> <p>ア 出入口は、1の項に定める構造とすること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。</p> <p>(2)(1)に定める構造の客室には、5の項(1)のア、イの(ア)から(エ)まで及びウに定める基準に適合する便所を設けること。ただし、当該宿泊施設に不特定かつ多数の者の利用に供する5の項(1)のアからウまでに定める基準に適合する便所が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(3)(1)に定める構造の客室には、次に定める基準に適合する浴室を設けること。ただし、当該宿泊施設に不特定かつ多数の者の利用に供する10の項に定める基準に適合する浴室が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 出入口は、1の項に定める構造とすること。</p> <p>イ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、浴槽、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>エ 水栓器具は、操作が容易なものとする。</p>

10 浴室	<p>不特定かつ多数の者の利用に供する浴室を設ける場合においては、次に定める基準に適合する浴室を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 洗い場及び脱衣所の出入口は、それぞれ1の項に定める構造とすること。</p> <p>エ 浴槽、洗い場及び脱衣所には、手すりを適切に配置すること。</p> <p>オ 1以上の水栓器具は、操作が容易なものとすること。</p> <p>カ 1以上の浴槽は、洗い場の床面から浴槽の上端までの高さを車いす使用者が円滑に利用できる高さとする。</p>
11 更衣室及びシャワー室	<p>(1)不特定かつ多数の者の利用に供する更衣室又はシャワー室を設ける場合においては、次に定める基準に適合する更衣室又はシャワー室を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ウ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、腰掛台及び手すりを適切に配置すること。</p> <p>エ 1以上の水栓器具は、車いす使用者が円滑に利用することができる位置に設け、かつ、操作が容易なものとすること。</p> <p>(2)更衣室内又はシャワー室内に区画を設ける場合においては、1以上の区画の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p>
12 授乳場所	<p>興行施設、集会等施設、展示施設、物品販売施設、福祉保健施設（母子関係施設に限る。）、文化施設及び公共交通機関の施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものには、円滑に授乳及びおむつの交換をすることができる場所を設けること。</p>
13 改札口及びレジ通路	<p>改札口（公共交通機関の施設その他の公共的施設において乗車券、入場券等の検査、改錠又は取集め等を行う場所をいう。以下同じ。）又はレジ通路（商品、サービス等の代金を支払う場所をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、次に定める構造の改札口又はレジ通路を1以上設けること。</p> <p>ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面を確保すること。</p>
14 公衆電話台	<p>(1)公衆電話機を設置する台を設ける場合においては、1以上の台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。</p> <p>(2)(1)に定める構造の台の周囲には、車いす使用者が円滑に公衆電話機を利用することができるよう十分な水平面を確保すること。</p> <p>(3)(1)に定める構造の台に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、1の項に定める構造とすること。</p>
15 券売機	<p>公共交通機関の施設に券売機を設ける場合においては、次に定める基準に適合する券売機を1以上（券売機を2以上設ける場合においては、アに定める基準に適合するもの及びイに定める基準に適合するものをそれぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア 車いす使用者が利用しやすい場所に設置し、かつ、金銭投入口及び操作ボタンは車いす使用者の利用に配慮した高さとする。</p>

	イ 点字による表示を行う等視覚障害者が円滑に利用することができる構造とすること。この場合において、直接地上へ通ずる出入口から当該構造の券売機に至る経路及び当該構造の券売機から改札口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等に誘導用床材を敷設すること。
16 カウンター及び記載台	不特定かつ多数の者の利用に供するカウンター又は記載台を設ける場合においては、カウンター又は記載台の一部は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。
17 案内標示	(1)案内板又は標示板を設ける場合においては、高さ、文字の大きさ等を障害者、高齢者等が見やすく理解しやすいものとする。 (2)主要な案内板は、次に定める基準に適合するものとする。 ア 点字による表示を行う等視覚障害者が円滑に利用することができるよう配慮すること。 イ 多機能便房を設置した便所がある場合にあっては、その位置を表示すること。
18 緊急時の設備	自動火災報知設備を設ける場合においては、必要に応じて、点滅型誘導灯を設けること。

第2 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準

公共的部分	整備基準
1 改札口	改札口を設ける場合においては、第1の表の13の項に定める構造の改札口を1以上設けること。
2 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）	(1)第1の表の7の項(1)から(3)までに定める構造とすること。 (2)第1の表の13の項に定める構造の改札口又は1の項に定める構造の改札口から各乗降場に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、通路等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設置される場合は、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 ア 第1の表の7の項(4)のア及びイに定める構造とすること。 イ 傾斜路及び段の上端に近接する通路等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（傾斜路のこう配が20分の1を超えないもの又は傾斜路の高さが16センチメートル以下でこう配が12分の1を超えないものを除く。） (3)改札口から各乗降場に至る通路等のうち、それぞれ1以上の通路等は、次に定める構造とすること。 ア 誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。 イ 傾斜路及び段の上端に近接する通路等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること（傾斜路のこう配が20分の1を超えないもの又は傾斜路の高さが16センチメートル以下でこう配が12分の1を超えないものを除く。）。
3 階段	不特定かつ多数の者の利用に供する階段は、第1の表の3の項に定める構造に準じたものとする。
4 昇降機	2の項(2)に定める経路において、傾斜路等により解消できない段差がある場合においては、第1の表の4の項(2)に定める構造のエレベーターを設置すること。
5 便所	(1)第1の表の13の項に定める構造の改札口若しくは1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路又は乗降場に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。 ア 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。 イ 次に定める基準に適合する便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

	<p>(ア) 出入口は、第1の表の1の項に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 第1の表の5の項(1)のイに定める基準に適合するものとする</p> <p>こと。</p> <p>ウ イに定める基準に適合する便所には、第1の表の5の項(1)のウに定める基準に適合する洗面器を1以上設けること。</p> <p>(2)第1の表の13の項に定める構造の改札口若しくは1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路又は乗降場に不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合において、男子用小便器を設けるときは、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。</p>
6 乗降場	<p>(1)表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2)縁端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(3)両端に近接する部分には、注意喚起用床材を敷設し、かつ、転落を防止するための柵を設けること。</p>
7 案内標示	<p>(1)案内板又は標示板を設ける場合においては、第1の表の17の項(1)に定める基準に適合するものとする</p> <p>こと。</p> <p>(2)主要な案内板は、第1の表の17の項(2)に定める基準に適合するものとする</p> <p>こと。</p>

第3 道路に関する整備基準

公共的部分	整備基準
歩道その他これに類するもの(以下「歩道等」という。)	<p>(1)歩道を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 横断こう配は、2パーセント以下とすること。</p> <p>エ 巻き込み部分及び横断歩道と接する部分は、車いす使用者が通過する際に支障とならない構造とすること。</p> <p>(2)歩道等を横断する排水溝のふたは、つえ、車いす及びベビーカーのキャスターが落ち込まないものとする</p> <p>こと。</p> <p>(3)公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等その他視覚障害者の歩行が多い歩道等には、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>(4)横断歩道橋及び地下横断歩道の階段及び傾斜路には、手すりを設ける</p> <p>こと。</p>

第4 公園等に関する整備基準

公共的部分	整備基準
1 出入口	<p>1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ すりつけこう配は、10パーセント以下とすること。</p> <p>エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない</p> <p>こと。</p> <p>オ 車止め柵を設ける場合においては、有効幅員を90センチメートル以上と</p> <p>すること。</p>
2 園路	<p>主要な園路のうち、1以上の園路は、1に定める構造の出入口に接するものとし、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 縦断こう配は、8パーセント以下とし、かつ、横断こう配は、水こう配程度と</p> <p>すること。</p>

	<p>エ 4パーセント以上の縦断こう配が50メートル以上続く場合においては、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>オ 縁石を切り下げる場合においては、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上、すりつけこう配は8パーセント以下とし、かつ、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>カ 園路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いす及びベビーカーのキャスターが落ち込まないものとする。</p> <p>キ 階段を設ける場合においては、当該階段は、(8)に定める構造の傾斜路及び踊場を併設し、かつ、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 手すりを設けること。</p> <p>(ウ) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(エ) 高低差が250センチメートルを超える場合においては、高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ク キの階段に併設する傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 幅は、内法を90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 傾斜路の縦断こう配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(エ) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>
3 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者の利用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 次に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(ア) 出入口は、第1の表の1の項に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 第1の表の5の項(1)のイに定める基準に適合するものとする。</p> <p>ウ イに定める基準に適合する便所には、第1の表の5の項(1)のウに定める基準に適合する洗面器を1以上設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者の利用に供する便所に男子用小便器を設ける場合においては、床置式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。</p>
4 駐車場(機械式駐車場を除く。)	<p>(1) 駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設は、2の項に定める構造の園路にできるだけ近く、かつ、車いす使用者が当該園路に円滑に移動できる位置に設けること。</p> <p>イ 第1の表の6の項(2)のイ及びウに定める基準に適合するものとする。</p>
5 案内表示等	<p>障害者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。</p>

第5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

公共的部分	整備基準
1 出入口	1以上の出入口は、第1の表の1の項のア及びウに定める構造とすること。
2 車いす使用者用駐車施設	次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車施設を設けること。 ア 車いす使用者用駐車施設は、1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（3の項に定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 イ 第1の表の6の項(2)のイ及びウに定める基準に適合するものとする。
3 駐車場内の通路	1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次に定める構造とすること。 ア 第1の表の7の項(1)から(3)まで並びに同項(4)のア及びイに定める構造とすること。 イ 車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。